

新しい税制の行方

(平成25年度税制改正大綱 主要関連部分)

**NAKAJIMA
CERTIFIED
TAX ACCOUNTANT
OFFICE**

株式会社 A M T A

中島税理士事務所

〒540-0032 大阪市中央区天満橋京町2番13号 ワキタ天満橋ビル5F

TEL 06-6941-6782 FAX06-6941-6783

NAKAJIMA CERTIFIED TAX ACCOUNTANT OFFICE

URL: <http://www.nkj-zei.com>

目 次

1.	法人税制	2 ~ 6
2.	資産税制（相続・贈与）	7 ~ 16
3.	所得税制	17 ~ 20
4.	金融証券税制	21 ~ 23

1. 法人税制

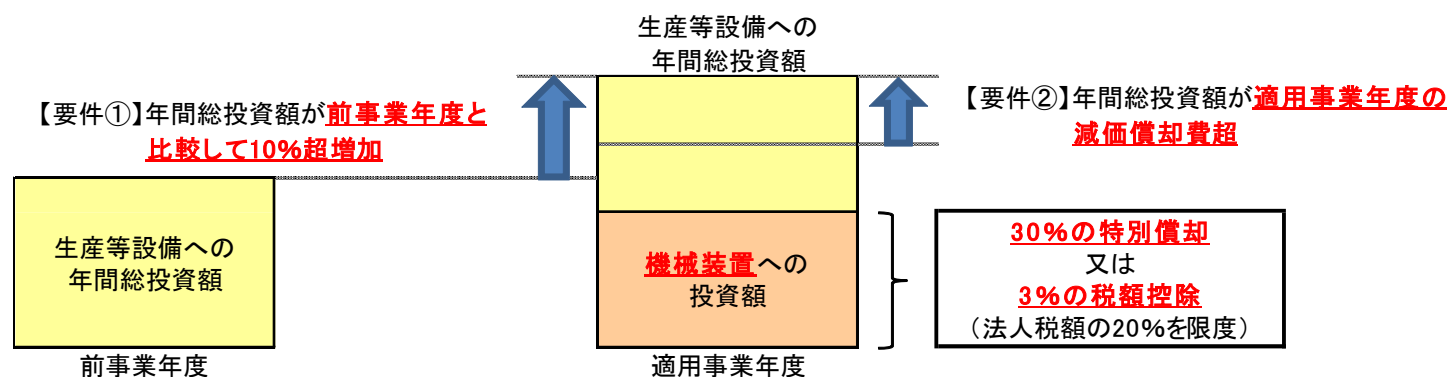
(1) 生産等設備投資促進税制の創設

特別償却・税額控除制度の創設（平成25年4月1日から平成27年3月31日までの開始事業年度について適用）

→ 国内設備投資需要を喚起する観点から、国内設備投資を増加させた法人が新たに国内で取得等した**機械装置**について、**特別償却(30%)**又は**税額控除(3%)**を認める措置を創設。

	内容
対象法人	青色申告書を提出する法人
適用要件	適用期間中に取得した国内で事業供用する生産等設備につき、下記要件を満たし、その生産等設備のうち機械装置を国内で事業供用したこと <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業年度の減価償却費を超えること ・前事業年度において取得等をした国内事業供用生産等設備の取得価額の110%を超えること
特別償却 又は税額控除	特別償却：機械装置の 取得価額×30% 税額控除：機械装置の 取得価額×3%（法人税額の20%を限度）

【イメージ図】



【「平成25年度税制改正について」経済産業省より】

当資料は、平成25年1月24日自由民主党・公明党発令の平成25年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成25年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

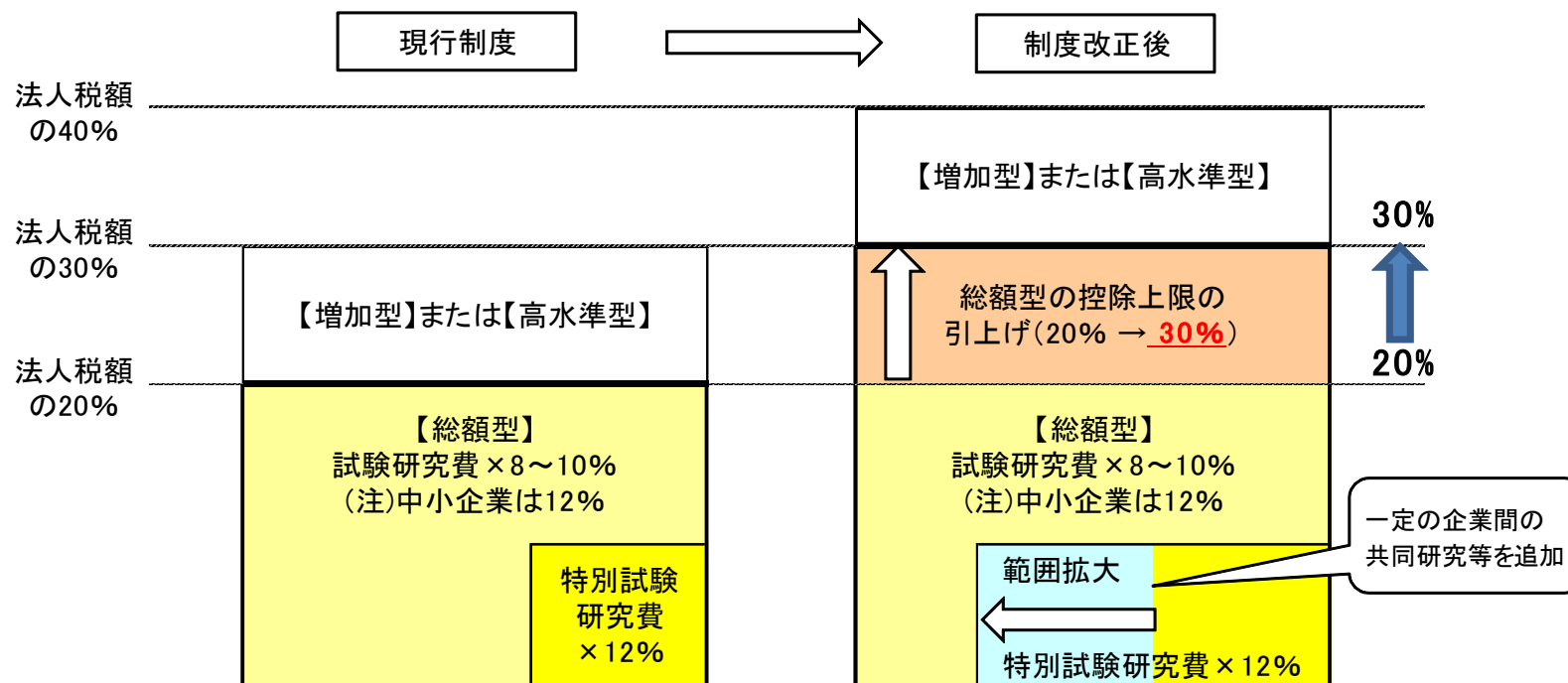
1. 法人税制

(2) 研究開発税制の拡充

税額控除上限の引上げ（平成25年4月1日から平成27年3月31日までの開始事業年度について適用）及び特別試験研究費の範囲の拡充

→ 総額型の控除上限の引上げ（法人税額の20% → **30%**）

特別試験研究費（控除率）の範囲に、一定の企業間の共同研究等を追加



【「平成25年度税制改正について」経済産業省より】

当資料は、平成25年1月24日自由民主党・公明党発令の平成25年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成25年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

1. 法人税制

(3) 所得拡大促進税制の創設

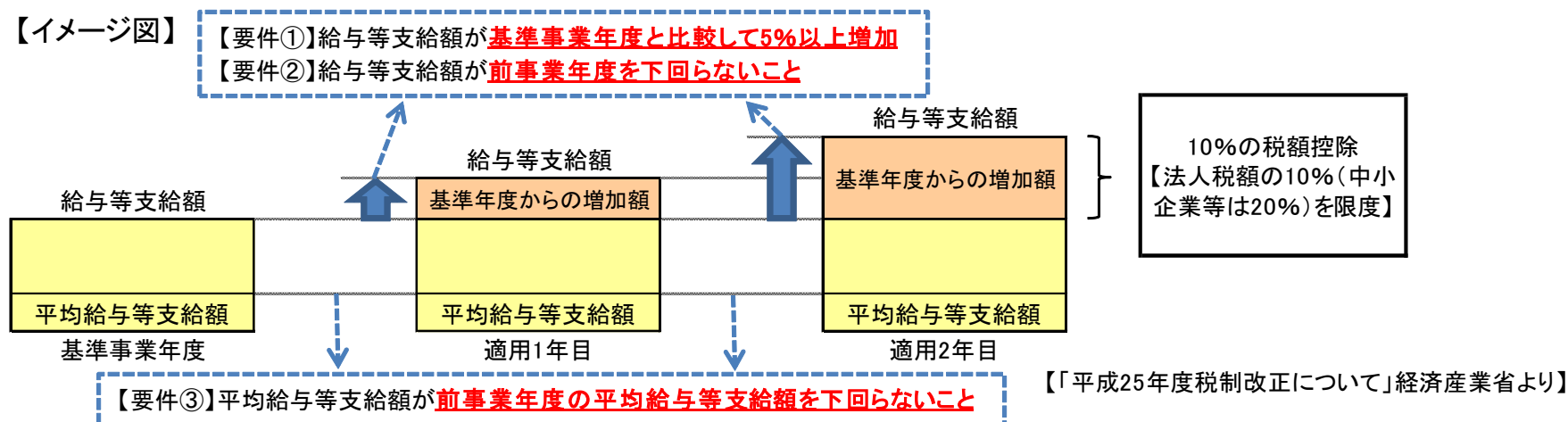
税額控除制度の創設（平成25年4月1日から平成28年3月31日までの開始事業年度について適用）

- 個人の所得水準の改善を図るため、企業の労働分配（給与等支給）を促す所得拡大促進税制を創設。
国内雇用者に対する給与等支給増加額について、**10%の税額控除**を認める措置を創設。（一定要件有り）

	内容
対象法人	青色申告書を提出する法人
適用要件	①雇用者給与等支給額が基準事業年度の雇用者給与等支給額と比較して5%以上増加 ②雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額を下回らないこと ③平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと
税額控除	雇用者給与等支給増加額×10%（法人税額の10%：中小企業等には20%を限度）
国内雇用者	法人の使用人（役員及び役員の特典関係者を除く。）のうち国内の事業所に勤務する雇用者をいう。
給与等支給額	各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。
基準事業年度	平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度をいう。

※雇用促進税制との選択適用

【イメージ図】



当資料は、平成25年1月24日自由民主党・公明党発令の平成25年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点（平成25年3月予定）で変更が生じる可能性があります。

1. 法人税制

(4) 雇用促進税制の拡充

税額控除限度額の拡充

→ 雇用促進税制について、税額控除限度額を**増加雇用者数 × 40万円(現行20万円)**に拡充。

【概要】

	内容
対象者	公共職業安定所の長に雇用促進計画の届出を行った法人
要件	当該事業年度末の従業員のうち、雇用保険の一般被保険者の数が、前事業年度末に比して10%以上、かつ、5人(中小企業者等は2人)以上増加したこと等の公共職業安定所の長の確認を受けた場合。 給与等支給額が比較給与等支給額(前期給与等支給額 + 前期給与等支給額 × 雇用者増加率 × 30%)以上であること。
控除額	増加した雇用保険一般被保険者の数 × 40万円の税額控除
控除限度額	当期の法人税額の10%を限度 ※ただし、中小企業者等については、20%を限度

※上記のほか、事業主都合による離職者がいないこと等が要件。

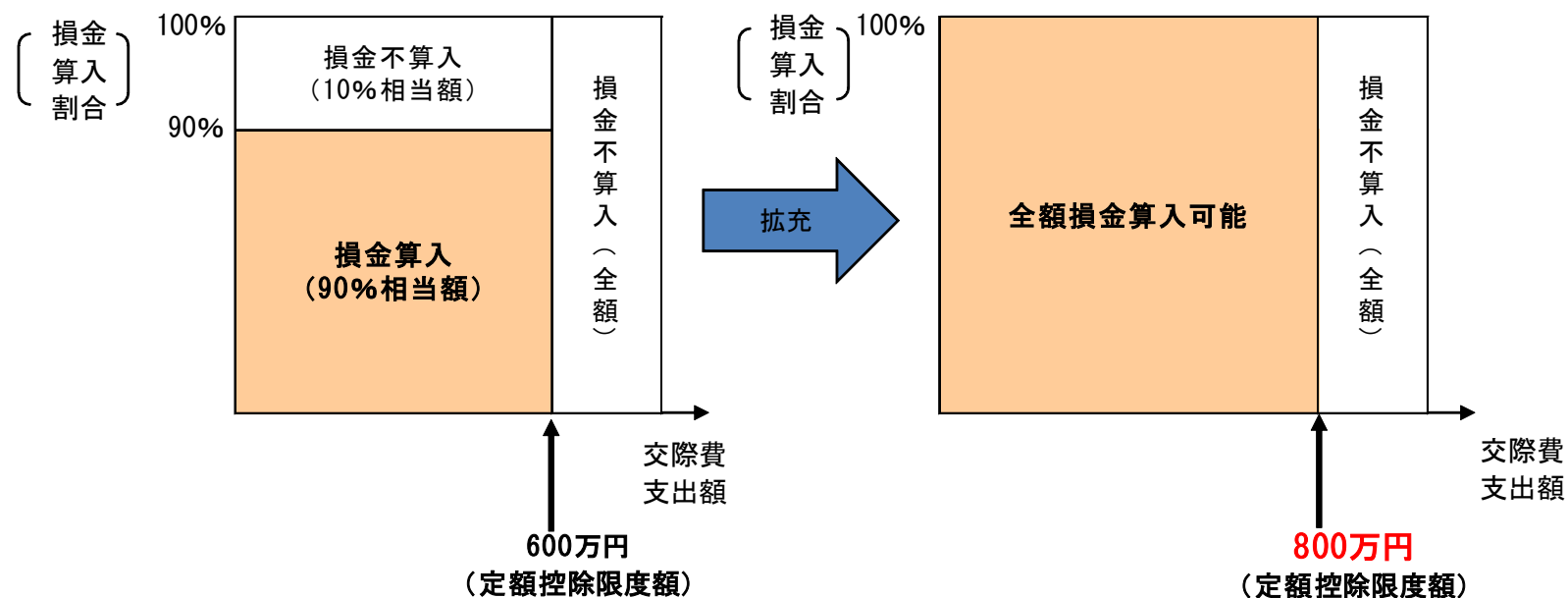
当資料は、平成25年1月24日自由民主党・公明党発令の平成25年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成25年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

1. 法人税制

(5) 交際費等の損金不算入制度の拡充

中小法人の交際費課税の特例の拡充(平成25年4月1日から平成26年3月31日までの開始事業年度について適用)

→ 中小法人の **定額控除限度額を800万円(現行600万円)に引き上げ、定額控除限度額までの金額が全て損金算入(現行10%損金不算入)となる。**



【「平成25年度税制改正について」経済産業省より】

当資料は、平成25年1月24日自由民主党・公明党発令の平成25年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成25年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

2. 資産税制（相続・贈与）

(1) 相続税の課税ベース・税率構造の見直し（平成27年1月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用）

① 相続税の基礎控除

	現行	改正案
定額控除	5,000万円	3,000万円
法定相続人比例控除	1,000万円×法定相続人数	600万円 ×法定相続人数

② 相続税の税率

現行			改正案		
課税標準	税率	控除額	課税標準	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-	1,000万円以下	10%	-
3,000万円以下	15%	50万円	3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円	5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円	1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円	2億円以下	40%	1,700万円
-	-	-	3億円以下	45%	2,700万円
3億円超	50%	4,700万円	6億円以下	50%	4,200万円
-	-	-	6億円超	55%	7,200万円

当資料は、平成25年1月24日自由民主党・公明党発令の平成25年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点（平成25年3月予定）で変更が生じる可能性があります。

2. 資産税制（相続・贈与）

【相続税額試算】

（単位：円）

課税価格	現行	改正案	差額
50,000,000	0	100,000	100,000
100,000,000	1,000,000	3,150,000	2,150,000
150,000,000	4,625,000	7,475,000	2,850,000
200,000,000	9,500,000	13,500,000	4,000,000
250,000,000	15,750,000	19,850,000	4,100,000
300,000,000	23,000,000	28,600,000	5,600,000
350,000,000	31,750,000	37,350,000	5,600,000
400,000,000	40,500,000	46,100,000	5,600,000
450,000,000	49,250,000	54,925,000	5,675,000
500,000,000	58,500,000	65,550,000	7,050,000
1,000,000,000	166,500,000	178,100,000	11,600,000
1,500,000,000	284,500,000	303,150,000	18,650,000
2,000,000,000	409,500,000	434,400,000	24,900,000

※ 相続人：配偶者・子供2人、法定相続分により相続したものと試算。

（配偶者に対する相続税額の軽減以外の税額控除はなしとして試算）

当資料は、平成25年1月24日自由民主党・公明党発令の平成25年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点（平成25年3月予定）で変更が生じる可能性があります。

2. 資産税制（相続・贈与）

(2) 未成年者控除及び障害者控除の引き上げ（平成27年1月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用）

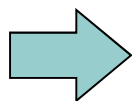
① 未成年者控除

現行	改正案
6万円 × 20歳になるまでの年数	10万円 × 20歳になるまでの年数

② 障害者控除

現行	改正案
6万円(12万円) × 85歳になるまでの年数	10万円(20万円) × 85歳になるまでの年数

※()書きは特別障害者の場合の金額



物価動向及び今般の相続税の基礎控除等の見直しを踏まえて、**控除額を引き上げ**

当資料は、平成25年1月24日自由民主党・公明党発令の平成25年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成25年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

2. 資産税制（相続・贈与）

(3) 贈与税（暦年課税）の税率構造の見直し（平成27年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用）

① 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率

現行			改正案		
課税価格	税率	控除額	課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	-	200万円以下	10%	-
300万円以下	15%	10万円	400万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円	600万円以下	20%	30万円
600万円以下	30%	65万円	1,000万円以下	30%	90万円
1,000万円以下	40%	125万円	1,500万円以下	40%	190万円
-	-	-	3,000万円以下	45%	265万円
1,000万円超	50%	225万円	4,500万円以下	50%	415万円
-	-	-	4,500万円超	55%	640万円

② ①以外の贈与税の税率

現行			改正案		
課税価格	税率	控除額	課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	-	200万円以下	10%	-
300万円以下	15%	10万円	300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円	400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円	600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円	1,000万円以下	40%	125万円
-	-	-	1,500万円以下	45%	175万円
1,000万円超	50%	225万円	3,000万円以下	50%	250万円
-	-	-	3,000万円超	55%	400万円

当資料は、平成25年1月24日自由民主党・公明党発令の平成25年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点（平成25年3月予定）で変更が生じる可能性があります。

2. 資産税制（相続・贈与）

【贈与税額試算】

（単位：円）

贈与額	現行	改正案	
		直系尊属・20歳以上	一般（左記以外）
5,000,000	530,000	485,000	530,000
10,000,000	2,310,000	1,770,000	2,310,000
15,000,000	4,700,000	3,660,000	4,505,000
30,000,000	12,200,000	10,355,000	11,950,000
45,000,000	19,700,000	17,800,000	20,145,000
50,000,000	22,200,000	20,495,000	22,895,000

当資料は、平成25年1月24日自由民主党・公明党発令の平成25年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点（平成25年3月予定）で変更が生じる可能性があります。

2. 資産税制（相続・贈与）

(4) 相続時精算課税制度の適用要件の見直し（平成27年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用）

・適用要件

	現行	改正案
受贈者 (範囲)	推定相続人(贈与者の直系卑属である者のうち、その年1月1日において20歳以上であるものに限る。)	20歳以上の孫を追加
贈与者 (年齢要件)	65歳以上の者	60歳以上に引き下げ

子や孫などが受贈者となる場合の贈与税の税率構造の緩和((3)参照)、相続時精算課税制度の対象範囲の拡大(上記参照)を行い、**高齢者の保有資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大や経済活性化を図ることを目的**としている。

当資料は、平成25年1月24日自由民主党・公明党発令の平成25年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成25年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

2. 資産税制（相続・贈与）

(5) 日本国籍を有しない非居住者への課税（平成25年4月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用）

日本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有しないものが、日本国内に住所を有する者から相続等により取得した**国外財産を、相続税又は贈与税の課税対象に加える**。（現行国内財産のみ課税対象）

(6) 小規模宅地等の特例についての見直し

① 特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積を **330㎡**（現行240㎡）に拡充

② 限度面積の拡大

特定事業用等宅地等及び特定居住用宅地等を併用する場合の適用対象面積を**730㎡**まで拡大※

現行	改正案
【限定併用】 特定居住用：240㎡ 特定事業用等：400㎡ ➡ 最大 400㎡ （調整計算必要）	【完全併用】 特定居住用：330㎡ 特定事業用等：400㎡ ➡ 最大 730㎡

※貸付事業用宅地等を選択する場合における適用対象面積の計算は、現行どおり調整計算が必要

➡ ①、②ともに**平成27年1月1日以後**の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用

当資料は、平成25年1月24日自由民主党・公明党発令の平成25年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点（平成25年3月予定）で変更が生じる可能性があります。

2. 資産税制（相続・贈与）

(6) 小規模宅地等の特例についての見直し

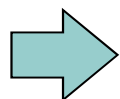
③ 二世帯住宅の構造上の要件の撤廃

二世帯住宅で構造上区分のあるものにつき、被相続人及びその親族が各独立部分に居住していた場合には、その親族が相続又は遺贈により取得したその敷地の用に供されていた宅地等のうち、被相続人及びその親族が居住していた部分に対応する部分を特例対象とする。

④ 老人ホーム入所への適用拡大

老人ホームに入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等は、下記要件が満たされる場合に限り、相続開始直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして特例を適用する。

- (イ) 被相続人に介護が必要なため入所したものであること
- (ロ) 当該家屋が貸付け等の用途に供されていないこと



③、④ともに平成26年1月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用

2. 資産税制（相続・贈与）

(7) 事業承継税制（平成27年1月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用）

	内容	現行	改正案
要件の緩和	雇用継続要件	毎年8割以上確保	5年間 平均で8割以上 確保
	後継者要件	先代経営者の親族	先代経営者の親族要件の撤廃（ 親族外承継可能 ）
	役員退任要件（贈与税）	贈与時、役員退任必要	贈与時、代表者退任必要（ 役員退任は不要 ）
	役員給与支給（贈与税）	納税猶予取消事由該当	納税猶予取消事由 非該当
負担の軽減	認定有効期間（5年間） 経過後に猶予税額を納付する場合の利子税	猶予期間中全ての利子税納付	事業承継期間（5年間）の利子税は 免除
	利子税率	年2.1%	年0.9%
	猶予税額の再計算の特例 （猶予税額の一部免除）	-	民事再生計画の認可決定等があった場合は、猶予税額を再計算
	納税猶予額の計算方法 （被相続人の債務及び葬式費用）	非上場株式等から控除	非上場株式等以外の財産から控除
手続の簡素化	経済産業大臣による事前確認制度	必要	不要
	申告書、継続届出書等に係る添付書類	必要	一定のものについては不要（大幅に減量）
	株券不発行会社	株券発行必要	一定の要件を満たす場合は株券発行不要
	猶予税額の納付（一定事由による 経済産業大臣の認定取消）	全額納付	延納又は物納の適用可能

※ 上記のほか、資産保有型・資産運用型会社の要件の適正化等につき所要の改正あり。

当資料は、平成25年1月24日自由民主党・公明党発令の平成25年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点（平成25年3月予定）で変更が生じる可能性があります。

2. 資産税制（相続・贈与）

(8) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設（平成25年4月1日から平成27年12月31日までに拠出されるものについて適用）

【概要】

	内容
贈与者	直系尊属(父母、祖父母など)
受贈者	30歳未満の直系卑属(子、孫など)
財産	教育資金に充てるための金銭等 (金融機関に信託等をする事)
教育資金※1	①学校等に支払われる入学金その他の金銭 ②学校等以外の者に支払われる金銭のうち一定のもの
非課税額	受贈者1人につき 1,500万円 (学校等以外の者 に支払われる金銭については 500万円を限度)
申告	教育資金非課税申告書を金融機関経由で、受贈者の納税地の所轄税務署長へ提出
払出確認等	払い出した金銭を教育資金の支払に充当したことを証する書類(領収書等)を金融機関に提出 (金融機関は資金用途を確認後、一定期間領収書等を保存)
残額※2の扱い	30歳に達した場合: 30歳に達した日に贈与があったものとして 贈与税を課す 死亡した場合: 贈与税を課さない

※1 具体的範囲は、今後文部科学大臣が決定

※2 非課税拠出額から教育資金拠出額を控除した残額(未使用額)

当資料は、平成25年1月24日自由民主党・公明党発令の平成25年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成25年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

3. 所得税制

(1) 最高税率の見直し（平成27年分以後の所得税について適用）

所得税の最高税率の見直し

→ 現行の所得税の税率構造に加えて課税所得4,000万円超について45%（現行1,800万円超について40%）の税率を設ける。

現行			改正案		
課税所得	税率	控除額	課税所得	税率	控除額
195万円以下	5%	-	195万円以下	5%	-
330万円以下	10%	97,500円	330万円以下	10%	97,500円
695万円以下	20%	427,500円	695万円以下	20%	427,500円
900万円以下	23%	636,000円	900万円以下	23%	636,000円
1,800万円以下	33%	1,536,000円	1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超	40%	2,796,000円	4,000万円以下	40%	2,796,000円
-	-	-	4,000万円超	45%	4,796,000円

当資料は、平成25年1月24日自由民主党・公明党発令の平成25年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点（平成25年3月予定）で変更が生じる可能性があります。

3. 所得税制

(2) 住宅ローン控除の延長・拡充

・適用期限の4年延長(平成29年12月31まで)

①一般の住宅※1の場合

居住年月	控除期間	借入限度額	控除率	控除限度額 (各年)	最大控除額
H26.1月～3月	10年	2,000万円	1.0%	20万円	200万円
H26.4月～H29.12月※2	10年	4,000万円※2	1.0%	40万円	400万円

※1 認定住宅以外の住宅をいう。

※2 対価の額等に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額。それ以外の場合は、借入限度額2,000万円。

②認定住宅※3の場合

居住年月	控除期間	借入限度額	控除率	控除限度額 (各年)	最大控除額
H26.1月～3月	10年	3,000万円	1.0%	30万円	300万円
H26.4月～H29.12月※4	10年	5,000万円※4	1.0%	50万円	500万円

※3 認定長期優良住宅および認定低炭素住宅をいう。

※4 対価の額等に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額。それ以外の場合は、借入限度額3,000万円。

当資料は、平成25年1月24日自由民主党・公明党発令の平成25年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成25年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

3. 所得税制

(3) 認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の延長・拡充

・適用期限の4年延長(平成29年12月31まで)

居住年月	対象住宅	控除対象限度額	控除率	控除限度額
H26.1月～3月	認定長期優良住宅	500万円	10%	50万円
H26.4月～H29.12月※	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	650万円※	10%	65万円※

※ 対価の額等に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額。

それ以外の場合は、控除対象限度額は500万円、控除限度額は50万円。

【留意事項】

- ・新築又は建築後使用されたことのない住宅の取得に限る。
- ・合計所得金額が3,000万円を超える場合には適用なし。
- ・住宅ローン控除との選択適用。

3. 所得税制

(4) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の延長・拡充

・適用期限の5年延長(平成29年12月31まで)

①省エネ改修工事の場合

居住年月	改修工事限度額※1	控除率	控除限度額※1
H25.1月～H26.3月	200万円 (300万円)	10%	20万円 (30万円)
H26.4月～H29.12月※2	250万円※2 (350万円)	10%	25万円※2 (35万円)

※1 カッコ内の金額は、省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合の金額。

※2 費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額。

それ以外の場合は、改修工事限度額は200万円、控除限度額は20万円。

②バリアフリー改修工事の場合

居住年月	改修工事限度額	控除率	控除限度額
H25.1月～H26.3月	150万円	10%	15万円
H26.4月～H29.12月※3	200万円※3	10%	20万円※3

※3 費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額。

それ以外の場合は、改修工事限度額は150万円、控除限度額は15万円。

当資料は、平成25年1月24日自由民主党・公明党発令の平成25年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成25年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

4. 金融証券税制

(1) 金融所得課税の一体化（公社債等に対する課税方式の変更・損益通算範囲の拡大）

（平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等及び譲渡等について適用）

		現行	改正案
特定 公社債等 ※1	利子所得等	20%源泉分離課税	20%申告分離課税※3
	譲渡所得等	非課税	20%申告分離課税
	償還差益等	総合課税（雑所得）	20%申告分離課税
	上場株式等の譲渡損失 及び配当所得の損益 通算・繰越控除	損益通算不可	損益通算・繰越控除可能※4
一般 公社債等 ※2	利子所得等	20%源泉分離課税	20%源泉分離課税※5
	譲渡所得等	非課税	20%申告分離課税
	償還差益等	総合課税（雑所得）	20%申告分離課税※6
	上場株式等の譲渡損失 及び配当所得の損益 通算・繰越控除	損益通算不可	損益通算不可

※1 特定公社債（国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、上場公社債など）、公募公社債投資信託の受益証券、証券投資信託以外の公募投資信託の受益証券及び特定目的信託の社債的受益証券で公募のもの。

※2 特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の私募投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益証券で私募のもの。

※3 源泉徴収が行われたものは、申告を要しないことができる。

※4 申告分離を選択したものに限る。

※5 同族会社が発行した社債利子で、その役員等が支払を受けるものは総合課税。→ **少数人私募債を用いた節税策に歯止め**

※6 同族会社が発行した社債償還金で、その役員等が支払を受けるものは総合課税。

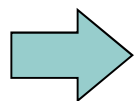
当資料は、平成25年1月24日自由民主党・公明党発令の平成25年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点（平成25年3月予定）で変更が生じる可能性があります。

4. 金融証券税制

(2) 株式等に係る譲渡所得等の分離課税の改組（平成28年1月1日以後の譲渡から適用）

上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税とした上で、下記のように改組する。

- ① 特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税
- ② 一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税



現行可能とされている上場株式等と非上場株式等に係る損益通算や上場株式等の譲渡損失についての非上場株式等の譲渡所得との繰越控除が不可能に！！

※平成28年1月1日以後の譲渡より適用されるため、平成27年12月31日までの譲渡であれば従前どおり損益通算が可能となる。

4. 金融証券税制

(3) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(日本版ISA)について

上場株式等の軽減税率の廃止(平成25年12月31日)に伴い、日本版ISAが開始

→ 非課税口座内の上場株式等(投資額年間100万円)に係る配当所得及び譲渡所得等につき、5年間非課税となる。

【制度概要】

非課税対象	上場株式・公募株式投信の配当・譲渡益
非課税口座開設可能期間	10年間(平成26年1月1日から平成35年12月31日まで)
非課税投資額	毎年新規投資額で100万円を上限
非課税投資総額	最大500万円(100万円×5年間)
非課税期間	最長5年間
口座開設数	年間1人1口座
導入時期	平成26年1月
開設者(年齢制限)	居住者等(20歳以上)

※ 非課税口座内で保有する上場株式等に譲渡損失が生じた場合でも、非課税口座以外の口座内の上場株式等及び特定公社債等に係る所得との損益通算や繰越控除の特例の適用は受けられない。

当資料は、平成25年1月24日自由民主党・公明党発令の平成25年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成25年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

ご案内

私共は、クライアント様の目指す将来構想の達成(Achieve)の為の財務的な手段(Means)を構築し、提供することを事業理念としております。

その夢を実現して頂く為に、

「現時点では、どのような財務状況になっているのか」(現状分析)

「どのような手段を活用することが望ましいか」(手段の検討)

「経済環境の変化などに、どのように対応していくべきか」(対策のメンテナンス)

を検討・実践し、従来型税理士業務のひとつでもある「記帳代行」「申告書作成」業務の枠を超えて、クライアント様の繁栄に寄与していきたいと考えております。

《株式会社AMTA (A Means To Achieve) 業務内容》

- ・事業承継対策策定
- ・予測損益、キャッシュフロー会計コンサルティング
- ・非上場会社株価算定コンサルティング
- ・事業計画策定コンサルティング
- ・組織再編策定コンサルティング
- ・資産承継(相続)対策策定(物納支援)
- ・各種セミナー講師

《中島税理士事務所 業務内容》

- ・法人税申告業務
- ・所得税申告業務
- ・相続税申告業務
- ・その他各税目申告業務
- ・予測損益、キャッシュフロー会計コンサルティング
- ・月次決算支援業務

・お問い合わせは、お気軽に表紙連絡先又は、HPアドレス(URL:<http://www.nkj-zei.com>)からアクセスして下さい。